

令和５年度 公文書開示状況（令和５年７月決定分）

保健医療局

表の見方

＜決定区分＞について

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「１」と表記しています。

＜（根拠規定）条例７条＞について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第７条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「１」と表記しています。
- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

７条１号 法令秘情報

７条２号 個人情報

７条３号 事業活動情報

７条４号 犯罪の予防・捜査等情報

７条５号 審議、検討又は協議に関する情報

７条６号 行政運営情報

７条７号 任意提供情報

７条８号 特定個人情報

７条９号 死者の個人番号

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

＜公文書の総枚数＞について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
65	R5. 7. 19	R5. 7. 24	医療法人〇〇の平成 2 9 年度～令和 3 年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの 医療法人〇〇の定款		1														保健医療局医療政策部医療安全課
66	R5. 7. 13	R5. 7. 26	医療法人〇〇の令和 3 年度及び令和 4 年度提出の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの				1											対象の公文書が提出されておらず、存在しないため	保健医療局医療政策部医療安全課
67	R5. 7. 13	R5. 7. 25	各都立病院の令和 3 年度地万公営企業決算状況調査 (計75枚) (9 表・20表・21表・22表・23表・24表・25表・27表・28表・31表・40表・45表)	75	1														保健医療局都立病院支援部法人調整課
68	R5. 5. 6	R5. 7. 5	令和5年5月6日現在の「 P F A S に関する電話相談窓口」における対応方法に関する資料一式	18	1														保健医療局健康安全部環境保健衛生課
69	R5. 5. 2	R5. 7. 11	花粉症患者等基礎情報調査等の委託に係る選定委員会資料			1								1				公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため	保健医療局健康安全部健康安全課
70	R5. 5. 2	R5. 7. 11	花粉症患者等基礎情報調査等の委託に係る委託契約書、委託契約原議（03健研管第1887号）、見積経過調書及び検査調書、調査報告書及び支払関係書類			1					1	1		1				・公にすることにより、法人の事業運営上の地位 その他社会的な地位が損なわれると認められるため ・印影の偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため ・公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため	保健医療局健康安全研究センター企画調整部管理課
71	R5. 7. 5	R5. 7. 12	東京都内において、令和 5 年 6 月 1 日現在、下記事項についての医薬品及び医薬部外品の製造業、製造販売業の業許可を受けている施設情報一覧（東京都知事権限のものに限る。） 1 申請者名 2 主たる機能を有する事務所及び製造所の名称 3 主たる機能を有する事務所及び製造所の所在地		1														保健医療局健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課
72	R5. 5. 22	R5. 7. 21	(1) 「〇〇」の医薬部外品製造販売承認申請書（製造販売業者：〇〇株式会社） (2) 「〇〇」の医薬部外品製造販売承認申請書（製造販売業者：〇〇株式会社）	9		1	1			1	1	1						公にすることにより、印影の偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 当該法人が公にしていない情報であり、当該情報を明らかにすることにより、第三者のなりすましや問合せの増加による法人の事業遂行に支障を来すおそれがあり、当該法人の事業運営上の地位が損なわれるため。 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであると認められるため。 製造方法、規格、製品の特性などを推測することができる情報であり、当該法人の知的財産に該当するもので、公にすることにより他社による製造が容易となる等、当該法人の商品開発等の競争上の地位が損なわれると認められるため	保健医療局健康安全部業務課
73	R5. 7. 20	R5. 7. 27	東京都内において、令和 5 年 1 月 1 日から同年 6 月 3 0 日までに東京都知事権限にて新たに許可(登録)した以下の台帳（許可(登録)年月日、許可(登録)番号、氏名、名称及び所在地に限る。） 1 医薬品製造業許可(登録)台帳 2 医薬品製造販売業許可台帳（第一種、第二種） 3 医薬部外品製造業許可(登録)台帳 4 医薬部外品製造販売業許可台帳 5 化粧品製造業許可(登録)台帳 6 化粧品製造販売業許可台帳 7 再生医療等製品製造販売業許可台帳		1														保健医療局健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
74	R5. 5. 31	R5. 7. 28	(1) 販売名「〇〇」(〇〇株式会社、承認日：〇年〇月〇日、承認番号：〇〇)に係る下記文書 医薬品製造販売承認申請書(承認：〇年〇月〇日)、およびそれにかかわる資料(添付資料、資料概要、提出資料一覧表、審査報告書、照会事項とその回答書等) (2) 販売名「〇〇」(〇〇株式会社、承認日：〇年〇月〇日、承認番号：〇〇)に係る下記文書 医薬外品製造販売承認申請書(承認：〇年〇月〇日)およびそれに係る資料(添付資料、資料概要、提出資料一覧表、審査報告書、照会事項とその回答書等)	188		1							1	1				公にすることにより、印影の偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため 当該法人が公にしていない情報であり、当該情報を明らかにすることにより、第三者のなりすましによる文書偽造、虚偽申請等の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあり、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 当該法人が公にしていない情報であり、当該情報を明らかにすることにより、第三者のなりすましや問合せの増加による法人の事業遂行に支障を来すおそれがあり、当該法人の事業運営上の地位が損なわれるため	保健医療局健康安全部薬務課
75	R5. 7. 21	R5. 7. 28	東京都において令和5年1月1日から令和5年6月30日までに新たに許可(登録)した以下の台帳 医療機器製造業登録台帳 医療機器製造販売業許可台帳(第一種、第二種、第三種) 医療機器修理業許可台帳 体外診断用医薬品製造業登録台帳 体外診断用医薬品製造販売業許可台帳 (項目：氏名、名称、所在地、許可(登録)年月日及び許可(登録)番号に限る。)			1												保健医療局健康安全研究センター広域監視部医療機器監視課	
76	R5. 7. 24	R5. 7. 31	1 サイト上の「サイトハウンドレスキューチーム」の第一種動物取扱業の登録、または第二種動物取扱業の届出の有無がわかる文書。 2 1の登録、届出に際し提出する申請書					1										開示請求の対象の当該団体は、第一種動物取扱業の登録、または第二種動物取扱業の届出が存在せず、当該公文書を実施機関では作成及び取得していないため存在しない。	保健医療局健康安全部動物愛護相談センター
77	R4. 9. 16	R5. 7. 14	東京都PCR等検査無料化事業における実施計画書	740		1						1	1	1				(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため (7条3号) 事業者に係る内部管理情報であり、公にすることにより、事業者の検査能力が広く知られることとなり、当該事業者に対し競争上又は事業運営上不利益を及ぼす恐れがあるため (7条4号) 公にすることにより、犯罪予防に支障を及ぼす恐れがあるため	保健医療局感染症対策部医療体制整備第二課
78	R4. 9. 16	R5. 7. 14	東京都PCR等検査無料化事業における週次報告書	3281		1							1					(7条3号) 事業者に係る内部管理情報であり、公にすることにより、事業者の検査能力が広く知られることとなり、当該事業者に対し競争上又は事業運営上不利益を及ぼす恐れがあるため	保健医療局感染症対策部医療体制整備第二課